

# 道の駅「なとわ・えさん」を活用した販わい創出事業(試行事業) 出店者募集要項

## I 市の試行事業について

### 1. 試行事業の概要

函館市（以下、「市」という。）は、恵山地区の販わいの創出や、地域の活性化を図るため、民間の柔軟な発想を活かし、道の駅「なとわ・えさん」を利活用する試行事業を実施します。

本事業は、市が、道の駅「なとわ・えさん」において商品の販売、飲食・サービスの提供を行おうとする方で、かつ、地域の活性化に資するイベント開催に積極的に協力できる方（以下、「出店者」という。）を公募し、市・出店者・地域住民等が協力・連携しながら、地域に人を呼び込むための方策（イベント等）を企画・実施しようとするものです。

### 2. 事業の実施期間

本事業の実施期間は、

令和4年(2022年)3月から令和5年(2023年)3月末までの概ね1年間とします。

※令和5年4月以降の取扱いについては、試行事業の検証、結果を踏まえ改めて検討することとしています。

### 3. 事業の進め方

#### (1) 事業実施の流れ

出店者の公募 → 出店者決定 → 出店 → 収支状況等の報告  
イベント開催 事業の検証

#### (2) 事業実施スケジュール

ア. 募集要項の配布	令和4年(2022年)3月22日(火)～4月8日(金)
イ. 応募の受付	3月28日(月)～4月8日(金)
ウ. 募集説明会の開催	3月30日(水)
エ. ヒアリングの実施	随時
オ. 出店者の決定	4月12日(火)
カ. 出店者説明会の開催	4月15日(金)
キ. イベント・出店の開始	4月22日(金)以降、順次
ク. イベント・出店の終了	原則、令和4年(2022年)11月末まで

## Ⅱ 出店者の募集について

### 1. 応募資格

次の（１）から（９）に掲げる全ての要件を満たす方が応募できます。

- （１）下記のいずれかに該当する方
  - ア．市内に主たる事業所を有する団体
  - イ．市内に住所を有する個人
- （２）Ⅶ 特記事項の３「出店形態に関する要件」（９～１０ページ）に記載する要件を満たす出店であること
- （３）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体・個人でないこと
- （４）次に掲げるものを滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により支払い猶予等を受けている場合を除く。
  - ア．所得税または法人税，消費税，道市民税，固定資産税
  - イ．市の水道料金および下水道使用料
- （５）出店にあたり，法令等の規定に基づく営業・販売の免許，許可，登録等が必要な場合は，応募時点において受けている，または，出店開始までに受けることを確約できること
- （６）破産手続開始の決定を受けた場合は，復権していること
- （７）市の競争入札への参加を制限されている者でないこと
- （８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと
- （９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

### 2. 応募方法

#### （１）提出書類

ア．出店申請書兼宣誓書（様式１）

※出店希望区画は，第３希望まで記載できます。ただし，出店者決定後の辞退はできませんので，希望する場合のみ記載してください。

イ．出店計画書（様式２）

※出店計画書に添付する配置図については，第１希望から第３希望まで，希望する出店区画ごとに作成してください。

ウ．収支計画書（様式３）

※損益計画は，消費税の軽減税率適用の有無を考慮のうえ，実際の経理方法に応じて，総額主義または純額主義により記載してください。

#### （２）応募受付期間

令和４年(2022年)３月２８日（月）から ４月８日（金）まで

※4月8日（金）必着分までの受付とします

### （3）提出方法

持参または郵送により，恵山支所産業建設課に提出してください。

※6ページ VI「問合せ・提出先」参照

### 3. 募集説明会の開催

下記のとおり募集説明会を実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，事前登録制による参加とさせていただきますので，説明会に参加希望の方は，3月29日（火）までに恵山支所産業建設課あて，電話，FAXまたは電子メールにてご連絡ください。

- ・開催日時 令和4年(2022年)3月30日(水) 14時00分から
- ・開催場所 恵山コミュニティセンター 1階 研修室  
住所：函館市日ノ浜町154番地  
電話：0138-85-3111
- ・参加人数 各団体2名以内
- ・参加申込先 恵山支所産業建設課

※6ページ VI「問合せ・提出先」参照

### 4. 出店者の随時募集

市は，本要項に基づく出店者の募集・決定後に出店区画に空きがある場合には，随時，出店者を募集します。

空き区画への出店希望があったときには，既出店者の原状回復や新規出店者の出店準備に必要な期間を考慮したうえで，本募集要項の定め（応募資格，出店形態の要件，決定方法等）に準じて出店を認めるものとします。

## Ⅲ 出店者の決定について

### 1. 出店者の決定方法

市は，受付期間中に応募いただいた方の中から，原則，1者につき1区画の使用を限度として，次の方法により，応募多数の場合は抽選を行い出店者を決定します。

また，1者1区画を前提として出店者を決定した時点で空き区画があり，当該空き区画の使用を希望する出店者がいる場合には，合わせて2区画まで使用できるものとします。

#### （1）第1希望に基づく出店区画の決定

出店者の決定にあたっては，最初に，出店申請書兼宣誓書の第1希望に記載されている出店区画について，次のとおり出店者を決定します。

##### ア. 応募者数が，市が提供する区画数以内である場合

次に掲げる応募状況となった場合，該当する出店区画については，抽選を行わず

に出店者を決定します。

- (ア) 大規模出店区画①を第1希望とする応募者数が1者
- (イ) 大規模出店区画②を第1希望とする応募者数が1者
- (ウ) 飲食等出店区画を第1希望とする応募者数が1～2者
- (エ) 小規模出店区画を第1希望とする応募者数が1～4者

#### イ. 応募者数が、市が提供する区画数を超える場合

次に掲げる応募状況となった場合、該当する出店区画については、抽選により出店者を決定します。

- (ア) 大規模出店区画①を第1希望とする応募者数が2者以上
- (イ) 大規模出店区画②を第1希望とする応募者数が2者以上
- (ウ) 飲食等出店区画を第1希望とする応募者数が3者以上
- (エ) 小規模出店区画を第1希望とする応募者数が5者以上

#### (2) 第2希望に基づく出店区画の決定

上記(1)の方法による出店者決定後に空き区画がある場合には、「上記(1)イの抽選で落選した応募者で、当該空き区画を第2希望とする者」を対象として、出店者を決定します。

なお、この場合において、空き区画の数を上回る対象者がいるときには、抽選により決定します。

#### (3) 第3希望に基づく出店区画の決定

上記(2)の方法による出店者決定後に空き区画がある場合には、「上記(2)の抽選で落選した応募者で、当該空き区画を第3希望とする者」を対象として、出店者を決定することとし、抽選の条件・方法については上記(2)と同様とします。

#### (4) 2区画の使用を認める場合の取り扱い

上記(1)から(3)の方法により出店者を決定した時点で空き区画があり、出店申請書兼宣誓書の「2区画使用の意向」欄に有り記載している出店者がいる場合には、その使用を認め出店者として決定するものとします。

なお、この場合において、当該空き区画の使用を希望する出店者が複数いるときには、抽選により決定するものとします。

#### (5) 抽選日時・場所

- ・開催日時 令和4年(2022年)4月12日(火) 14時00分から
- ・開催場所 恵山支所 1階 第1会議室  
住所：函館市日ノ浜町127番地  
電話：0138-85-2336(恵山支所産業建設課)

#### (6) 抽選の公開

抽選は公開により実施します。

## 2. 出店者決定のお知らせ

市が出店者を決定したときは、決定した出店者あて「出店許可書」を送付して、お知らせします。

なお、抽選の結果、出店者として決定されなかった応募者の方には、応募した区画の抽選結果を記載した「出店者抽選結果のお知らせ」を送付させていただきます。

## 3. 出店者説明会の開催

下記のとおり「出店者説明会」を開催いたしますので、決定した全ての出店者の出席をお願いします。

出店者説明会では、各出店者の出店計画について情報共有しながら、今後のイベント開催や販売委託などに向けて、各出店者間の顔合わせ・情報交換などを行うほか、飲食等出店区画・小規模出店区画内の具体的な出店場所や、市が出店者に貸与する備品等を協議・決定する予定としています。

- ・開催日時 令和4年(2022年)4月15日(金) 14時00分から
- ・開催場所 恵山コミュニティセンター 1階 研修室  
住所：函館市日ノ浜町154番地  
電話：0138-85-3111
- ・参加人数 各出店者2名以内

# IV 出店後に提出する書類について

## 1. 収支状況報告書等の提出

出店者は、次に掲げる書類を市に提出しなければなりません。

### (1) 中間報告

市は、出店者から提出される中間報告に基づき、事業の検証を行い、次年度以降の取り扱いを検討します。

#### ア. 対象者

令和4年8月末時点で出店している方

#### イ. 提出していただく報告書

(ア) 令和4年8月末時点の収支決算(見込)

(イ) 次年度出店の意向がある場合は、次年度の事業計画書および収支予算

#### ウ. 提出期限

令和4年(2022年)9月30日(金)まで

### (2) 実績報告

市は、出店者から提出される実績報告に基づき、試行事業の検証、結果をとりまとめます。

- ア. 対象者  
    全ての出店者
- イ. 提出していただく報告書
  - (ア) 収支決算
  - (イ) 次年度出店の意向がある場合は、次年度の事業計画書および収支予算
- ウ. 提出期限  
    出店終了日から30日以内

## V その他

### 1. 疑義が生じた場合の取り扱い

試行事業の実施中に疑義が生じた場合は、本募集要項に定めるもののほか、市と出店者が協議し、双方合意のうえで柔軟に対応するものとします。

## VI 問合せ・提出先

〒041-0525

函館市日ノ浜町127番地

函館市恵山支所産業建設課 担当：山本，松本

TEL：0138-85-2336（直通） FAX：0138-85-2658

電子メール：esan-sangyo@city.hakodate.hokkaido.jp

## VII 特記事項

### 1. 出店・イベント開催に必要な場の提供

市は、公募により決定する出店者に対し、次のとおり出店・イベントスペースを提供します。

#### (1) 出店スペースの提供

##### ア. 出店スペースの区分

市が提供する出店スペースの区分は、次のとおりとします。

- (ア) 大規模出店スペース 2区画 (旧売店側 出店区画①, ②)
- (イ) 飲食等出店スペース 2区画 (旧レストラン側 出店区画③, ④)
- (ウ) 小規模出店スペース 4区画 (旧売店側 出店区画⑤～⑧)

※12ページ「出店スペース位置図」および

13ページ「出店スペース平面図・設備配置図」参照

##### イ. 各出店区画で使用できる設備

各出店区画で使用できる設備は、13ページ「出店スペース平面図・設備配置図」凡例に記載のとおりです。

##### ウ. 貸与可能な備品等

市は、試行事業の実施に支障のない範囲内で、14ページ「備品物品等一覧」に掲げる道の駅「なとわ・えさん」の備品等を出店者に貸与するものとします。

なお、貸与する備品等は、4月15日(金)開催の出店者説明会において、市が貸与の条件等を説明のうえ希望を伺い、参集者で協議・調整を行い決定する予定としています。

#### (2) イベントスペースの提供

イベントの開催にあたり市が提供するスペース(イベントスペース)の区分は、次のとおりとします。

- ア. 多目的広場(キャンプ場隣接の緑地広場)
- イ. なとわ・えさん交流センターイベントスペース(旧売店前舗装スペース)
- ウ. なとわ・えさん交流センター屋上(総合案内所, 旧売店・レストラン屋上)

※15ページ「イベントスペース 位置図」参照

#### (3) 使用料

試行事業の実施期間中は、出店・イベントスペースの使用料を無料とします。

ただし、光熱水費は実費負担となります。

※イベントスペースを利用する際には、別途、函館市恵山海浜公園条例の規定に基づく使用許可申請および減免申請が必要となります。

#### (4) 出店期間

令和4年(2022年)4月22日(金)から11月末日までの期間のうち、出店者が希望する期間とし、週末のみ、またはイベント開催日のみの出店も可能とします。

なお、収益化が難しい冬季間(12月～3月)の出店は想定していませんが、出店者が希望する場合には、冬期間の出店も可能とします。

※出店する区画により、出店期間に関する要件が異なります。

詳しくは、9ページ3「出店形態に関する要件」をご覧ください。

#### (5) 出店・イベントスペースの装飾等

出店者は、自己の費用負担により出店・イベントスペースの装飾や内装変更を行うことができます。(要事前相談)

ただし、出店・イベントスペースを退去する際には、原則、自己の費用負担により原状回復していただきます。

#### (6) 施設の開館時間等

出店・イベントスペースを含む施設全体の開館時間および休館日は、函館市恵山海浜公園条例施行規則の規定に基づき、次のとおりとなっています。

##### ア. 開館時間

- ・4月～9月 午前9時から午後6時まで
- ・10月～3月 午前9時から午後5時まで

##### イ. 休館日

- ・月曜日(祝日にあたる場合は、月曜日以降直近の平日)
- ・12月29日から1月3日まで
- ・その他市長が必要と認めた日

## 2. 市が想定する出店形態

使用可能な設備に基づき、市が想定する各区画の出店形態は、次のとおりです。

#### (1) 大規模出店スペース(旧売店側 出店区画①, ②)

道の駅や隣接するキャンプ場を訪れる方のニーズに対応した、多種多様な商品を提供する出店を想定しています。ただし、厨房とは離れているため、火気の使用については電磁調理器等に限られます。

#### (2) 飲食等出店スペース(旧レストラン側 出店区画③, ④)

旧レストラン側にあり、隣接する厨房(共用設備)を使用できるため、展望の良い屋内休憩所を訪れる方へ飲食(軽食・喫茶)を提供する出店を想定しています。

#### (3) 小規模出店スペース(旧売店側 出店区画⑤～⑧)

地域住民等が、「短期間または小ロットの商品」を手軽に販売するための出店を想定しています。



### 3. 出店形態に関する要件

出店形態は、8 ページ 2 「市が想定する出店形態」に限らず、自由な発想で提案していただいても構いませんが、次に掲げる要件を満たす必要があります。

下記の要件を満たしていない出店については、出店を認めることができませんので、ご注意ください。

#### (1) 大規模出店スペース（旧売店側 出店区画①, ②）出店の要件

##### ア. 出店開始時期

原則、令和4年(2022年)4月末までに出店予定であること。

##### イ. 出店終了時期

令和4年(2022年)9月末日以降に終了予定であること。

##### ウ. 販売員の配置

常時、販売員を配置予定であること。

##### エ. 出店時間

8 ページ 1 (6) に示す施設の開館時間内であること。

※ただし、開館時間中の商品の盗難等については、出店者の自己責任となりますので、開館時間中に販売員が不在となる時間がある場合は、必要な対策を行ってください。

##### オ. 事業趣旨への賛同

###### (ア) 商品を手軽に販売できる仕組み（販売委託）への協力

小規模出店者は、常時、販売員を配置することが難しいため、常時販売員を配置する大規模出店者は、小規模出店者からの依頼を受け、販売委託を受託していただける方とします。

なお、この場合における販売委託手数料は、両方で協議して定めるものとなりますが、手数料率の決定にあたっては、公平性の確保に努めていただくようお願いします。

###### (イ) イベントの企画、実施

大規模出店者は、市およびその他出店者、地域住民等と協力・連携しながら、イベントを企画・実施していただける方とします。

#### (2) 飲食等出店スペース（旧レストラン側 出店区画③, ④）出店の要件

##### ア. 出店開始時期、出店終了時期

開始・終了時期の要件は、特に定めません。

週末のみ、またはイベント開催日のみの出店も可能とします。

##### イ. 販売員の配置

常時、販売員を配置予定であること。

##### ウ. 出店時間

8 ページ 1 (6) に示す施設の開館時間内であること。

※ただし、開館時間中の商品の盗難等については、出店者の自己責任となりますので、開館時間中に販売員が不在となる時間がある場合は、必要な対策を行ってください。

**エ. 事業趣旨への賛同（イベント開催に向けた協力・連携）**

大規模出店者からイベント開催について協力・連携の依頼があった場合には、積極的な協力をお願いします。

**(3) 小規模出店スペース（旧売店側 出店区画⑤～⑧）出店の要件**

**ア. 出店開始時期，出店終了時期**

開始・終了時期の要件は、特に定めません。

週末のみ、またはイベント開催日のみの出店も可能とします。

**イ. 販売員の配置，大規模出店者への販売委託**

次のいずれかの方法により、商品の販売等を行うものとします。

(ア) 自ら販売員を配置する

(イ) 大規模出店者に商品の販売を委託する

※販売委託可能な商品は、調理等の作業を伴わない商品とします

**ウ. 出店時間**

**(ア) 自ら販売員を配置する場合**

8 ページ 1 (6) に示す施設の開館時間内であること。

※ただし、開館時間中の商品の盗難等については、出店者の自己責任となりますので、開館時間中に販売員が不在となる時間がある場合は、必要な対策を行ってください。

**(イ) 大規模出店者に商品の販売を委託する場合**

大規模出店者の出店時間となります

**エ. 事業趣旨への賛同（イベント開催に向けた協力・連携）**

大規模出店者からイベント開催について協力・連携の依頼があった場合には、積極的な協力をお願いします。

**(4) 全ての出店区画に共通する要件**

次のいずれかに該当する出店形態は、対象外となります。

ア. 青少年等に有害な影響を与える物販，サービス提供等

イ. 騒音や悪臭など，周辺環境を著しく損なう行為

ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する暴力団等の活動

エ. 公序良俗に反し，または反社会的な破壊の恐れがある活動

オ. 自動販売機による販売のみを行うもの

カ. その他，市が実施する事業として不適切と判断する行為

#### 4. イベントの開催について

##### (1) イベントの開催規模等

イベント開催の詳細については、出店者決定後に、市・出店者で協議し決定することとなりますが、開催規模・開催頻度については、月1回程度の小さなイベントを定期的に開催することを想定しています。

##### (2) イベント開催の推進体制

民間の柔軟な発想を最大限に発揮するため、イベント開催の推進体制は次のとおりとします。

- ① 大規模出店者は、市・その他出店者および地域住民等と協力・連携し、イベントを企画・実施する
- ② その他出店者は、イベント開催に協力する
- ③ 市は、大規模出店者がその他出店者と協力・連携しながら、円滑にイベントを企画・実施できるよう、適宜、全出店者にご参集いただく打合せを開催するほか、地域住民その他関係機関との調整、イベントの周知などの役割を担う

#### 5. 損害賠償と保険加入の検討について

出店者が、商品の販売、飲食・サービスの提供、その他出店に関わる行為等に伴い、その責めに帰すべき理由により市または第三者に損害を与えたときには、出店者の責任においてその損害を賠償する必要があり、その場合において市は賠償の責を負いません。

そのため、出店にあたっては生産物賠償責任保険（PL保険）など、各出店形態に適した保険の加入について、十分に検討いただくようお願いします。

なお、道の駅「なとわ・えさん」の施設管理上の瑕疵など、市の責めに帰すべき理由により生じた損害については、市がその損害を賠償するものとします。